
カエル！ジャパン通信 Vol.229 令和6年6月28日

発行：内閣府 仕事と生活の調和推進室

<<<今号の目次>>>

1. はじめに

2. コラム 「労働力希少社会」へワーク・ライフ・バランス施策の更新を

3. 最新情報

《お知らせ》 2 件

《地方公共団体等の動き》 9 件

■□■ 1. はじめに ■□■

内閣府男女共同参画局

(1) 女性版骨太の方針 2024

6月11日、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024（女性版骨太の方針 2024）」
（以下「女性版骨太の方針 2024」という。）を政府決定しました。



すべての女性が輝く社会づくり本部（第14回）・男女共同参画推進本部（第24回）合同会議の様子

「女性版骨太の方針」は、第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）で定めた成果目標の達成や施策の実施等に向けて、政府全体として当該年度及び翌年度に重点的に取り組むべき事項を定めるものです。

「女性版骨太の方針2024」では、「女性活躍・男女共同参画を推進するための「人材の育成」を横串に据え、以下の4つの柱に沿って、持続的で広がりのある取組の推進を図る」こととしました。

◆4つの柱

- I 企業等における女性活躍の一層の推進 ～活躍する女性人材と企業等で取組を推進する人材の育成～
- II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進 ～全国各地の女性が経済的に自立するための力の育成とこれを支える人材の育成～
- III 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現 ～男女共同参画の視点に立った防災・復興、配偶者暴力や性犯罪・性暴力の被害者等を支える人材の育成～
- IV 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化 ～あらゆる分野の政策・方針決定過程に参画する女性人材の育成～

◆ワーク・ライフ・バランスの推進に資する取組

「女性版骨太の方針2024」に盛り込んだワーク・ライフ・バランスの推進に資する取組は、「II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進」の「(2) 仕事と育児・介護の両立の支援」に記載があります。柔軟な働き方の推進や男性の育児休業取得の促進等により、男女問わず育児・介護とキャリア形成との両立を図るとともに、女性への育児負担の偏りの解消に取り組むこととしています。

詳しくは、説明資料や本文を、ぜひ御覧ください。

<https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>

(2) 令和6年版 男女共同参画白書

6月14日に「令和6年版 男女共同参画白書」が閣議決定、公表されました。

今回の白書では、「仕事と健康の両立～全ての人々が希望に応じて活躍できる社会の実現に向けて～」を特集テーマに、社会構造の変化、男女で異なる健康課題、健康課題の仕事や家事・育児等への影響、これからの働き方及び今後の両立支援の在り方等について考察しています。



◆概要

- ① 社会構造の変化と男女で異なる健康課題
- ② 仕事、家事・育児等と健康課題の両立
- ③ 両立支援は新たなステージへ

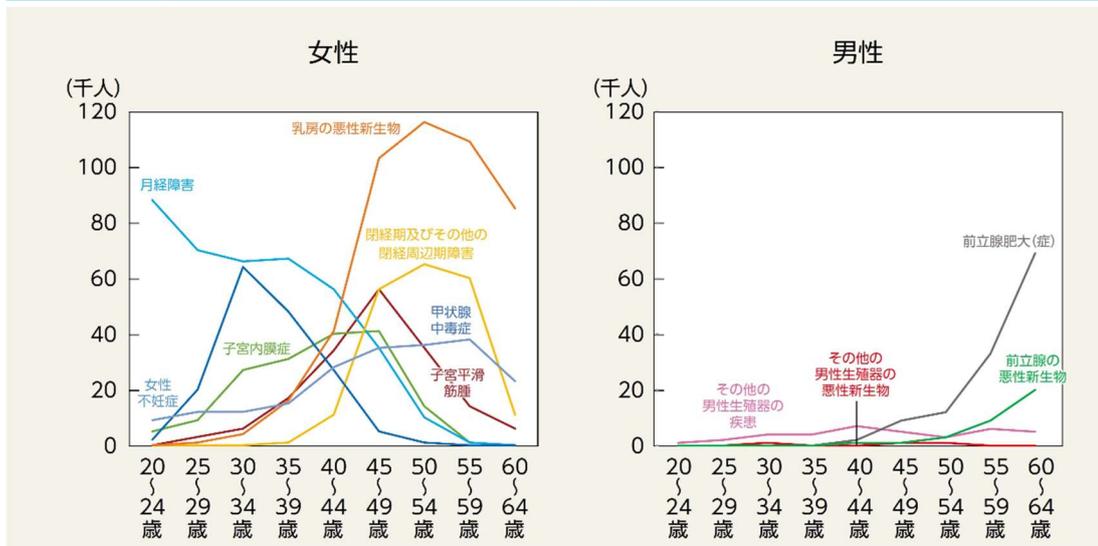
◆家庭や仕事での活躍の基盤となる健康

働く人の年齢構成が変化しており、健康管理がますます重要になっています。ライフステージごとに様々な健康課題に直面する女性が多い中で、仕事と健康の両立がしやすい職場づくりも重要です。

また、団塊の世代が後期高齢者に差し掛かりつつある現在、仕事と育児の両立支援に加え、仕事と介護の両立支援も重要な課題であり、介護を社会全体で支えていくことが必要です。

そして、女性が健康課題を抱えながらも働きやすい社会は、男性も含めた全ての人々にとっても働きやすい社会になることが期待されます。

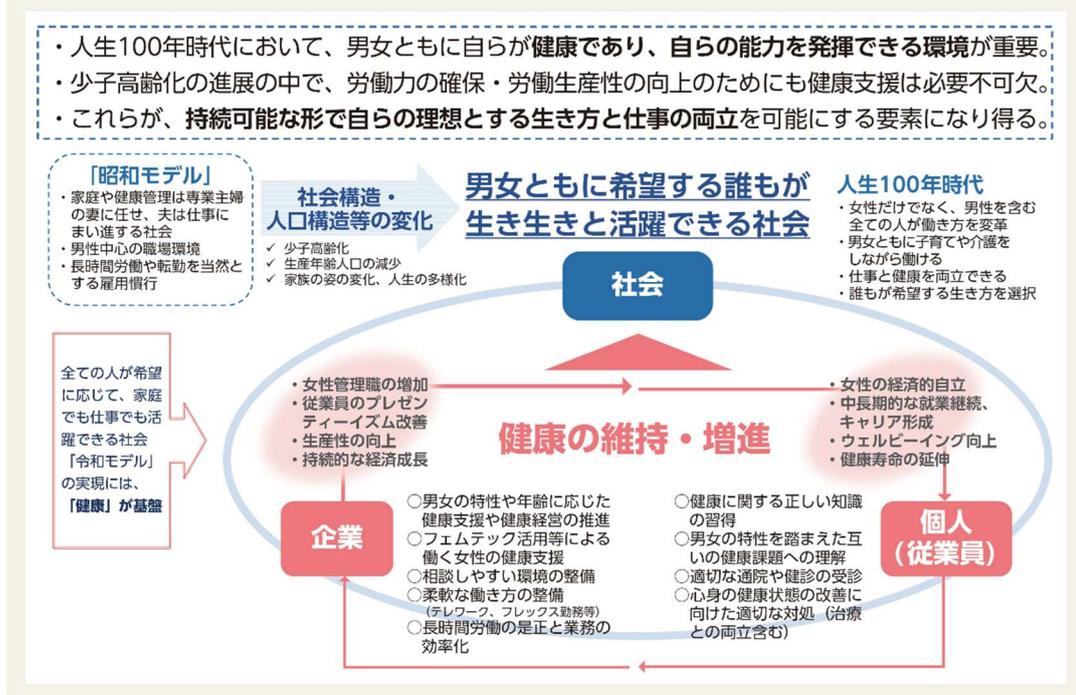
特-14図 女性特有、男性特有の病気の総患者数（年齢階級別・令和2（2020）年）



男性特有の病気は50代以降で多くなる傾向にあるが、女性特有の病気は20代から50代の働く世代に多い

女性も男性も、仕事か家庭かなどの二者択一を迫られることなく、持続可能な形で自らの理想とする生き方と仕事を両立することが可能となれば、キャリア継続、キャリアアップのモチベーションとなるでしょう。

特-69図 両立支援は新たなステージへ



両立支援は新たなステージを迎えている

本白書は、内閣府男女共同参画局のホームページに掲載されておりますので、ぜひ御覧ください。

https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/index.html

■□■ 2. コラム ■□■

「労働力希少社会」へワーク・ライフ・バランス施策の更新を

権丈 英子さん

亜細亜大学 経済学部 教授

慶応義塾大学商学部卒業、慶応義塾大学大学院商学研究科博士課程単位取得退学、アムステルダム大学 Ph.D. (経済学)。アムステルダム大学研究員、亜細亜大学准教授等を経て現職。専門は労働経済学、社会保障論。

人手不足が深刻化し、より多くの人々が能力を発揮して働ける環境の整備が求められています。本格化する「労働力希少社会」に向けて、ワーク・ライフ・バランス施策もアップデートする必要があると指摘する権丈さんに、お話をうかがいました。

◆「分業型」から「参加型」へ

わが国の生産年齢人口は1990年代半ばから減り始め、1995～2023年に約1300万人も減少しました。ただ、この間、60歳以降も働く人が増え、女性の就業率も上昇したため、量的にはかなりカバーできました。しかも、主に非正規雇用として参入してきたため、企業にとっては比較的安価な労働力を手軽に利用できる状況が続いてきました。

しかし、今後はこの二つの供給源からの参入増加はあまり期待できません。団塊の世代が後期高齢者になり、前期高齢者は急速に減っていきます。女性の就業率の上昇余地も限られています。労働力が不足し、その価値が高まる「労働力希少社会」が本格的に到来しつつあります。

日本はこれまで、男性が中心に働き、女性は家事育児を担う一方、一人当たり労働時間が長い「分業型」の社会でした。しかし、労働力希少社会では、長時間労働ができない人、したくない人を含めてできるだけ多くの人に働いてもらう「参加型」に移行する必要があります。よりワーク・ライフ・バランスが求められる社会への適応が求められています。

◆女性と高齢者が能力を発揮できる環境を

ワーク・ライフ・バランスの考え方は、人口減が意識され始めた2000年代から出てきて、仕事と家庭の両立支援策も徐々に進んできました。それでも、育児や介護などで働く時間に制約のある人の多くは、パートタイム労働などの非正規雇用です。賃金や教育訓練などの面で正社員との格差は大きく、持てる能力が埋もれてしまっています。労働力が逼迫する中、非正規雇用という形で増えてきた女性と高齢者の雇用の質を高め、潜在的な能力を十分に発揮できる環境の整備が課題となります。

そのための方策の一つが、パートタイム労働のあり方の見直しでしょう。日本の「パート」は非正規雇用を指し、正社員より待遇が劣るという意味が含まれています。一方、欧米では文字通り「就業時間が短い」という意味しかなく、原則として賃金はフルタイム労働との時間比例で、その他の待遇は同等です。パートタイムの管理職も珍しくありません。低処遇の働き方という日本の扱いは特殊なのです。

◆労働時間や就業場所の柔軟性を高める

欧米の中でも、男女を問わずパートタイム労働を活用して希望する働き方を実現している例として、オランダがあげられます。労働条件全般にわたりフルタイム労働との同一処遇が徹底され、労働者には、時間当たり賃金を維持したままで、働く時間を短縮または延長する権利が法的に認められています。「労働時間選択の自由」が保障されており、ライフステージに応じて仕事と仕事以外の生活の重点を変えながら、継続して働けるようになっています。

最近では、テレワークの普及を受けて、労働者に就業場所の変更を申請する権利も認められました。いずれも、より多くの人により長く労働参加してもらうための工夫です。

日本でも長時間労働を望まない傾向が強まっています。ワーク・ライフ・バランス施策も子育て期の女性を想定したものから、性別や理由を問わず、すべての人が望む働き方を選択できる施策へとアップデートする必要があります。具体的には、正社員の労働時間や就業場所の柔軟性を高め、男女ともに育児・介護などの事情があっても継続して働きやすくすることでしょう。併せて、非正規雇用の均等・均衡待遇や正社員への転換の促進も求められています。

企業の負担は重くなりますが、労働力希少社会では働き手が魅力を感じる労働環境を整えなければ人材を確保できなくなってきます。経営者には付加価値生産性の高い仕事の創出が求められています。

■□■ 3. 最新情報 ■□■

《お知らせ》

【厚生労働省】

フリーランスの方との取引に関する新しい法律が11月から施行されます！

フリーランスは「個人」で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力などに格差が生じやすく、「報酬が支払われなかった」「ハラスメントを受けた」等のトラブルが増加しています。このような状況を改善し、フリーランスの方が安心して働くことのできる環境を整備するため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」が、令和6年11月1日から施行されます。

■法律の目的

- ① フリーランスの方と企業などの発注事業者との間の取引の適正化
- ② フリーランスの方の就業環境の整備

■説明会

フリーランスとして働く方、フリーランスの方に業務を発注する事業者を対象に、厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁主催の説明会を開催します。

〈日程と場所〉※要予約

- ① 7月24日（水）14:00～16:00 @中央合同庁舎第5号館（東京）（後日アーカイブ配信予定）
- ② 7月25日（木）13:00～15:00 @中部経済産業局（愛知）
- ③ 7月26日（金）14:00～16:00 @札幌第1合同庁舎（北海道）
- ④ 7月31日（水）14:00～16:00 @福岡合同庁舎本館（福岡）
- ⑤ 8月7日（水）14:00～16:00 @大阪合同庁舎第4号館（大阪）
- ⑥ 8月20日（火）14:00～16:00 @高松サンポート合同庁舎南館（香川）
- ⑦ 8月23日（金）14:00～16:00 @広島合同庁舎4号館（広島）
- ⑧ 8月27日（火）14:00～16:00 @仙台第2合同庁舎（宮城）

※全ての回について内容は共通です。

〈申込方法〉Web：<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/freelance.html>

■詳細はこちら

法律の内容等、詳しくは厚生労働省ウェブサイトほか関連ページをご覧ください。

○厚生労働省「フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html

○公正取引委員会「フリーランスの取引適正化に向けた公正取引委員会の取組」

https://www.jftc.go.jp/flaw_limited.html

○公正取引委員会 フリーランス法特設サイト

https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2024/index.html

○中小企業庁「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/law_freelance.html

【文部科学省】

国立女性教育会館（NWEC）では、「男女共同参画統計リーフレット 2023 学習版」を発行しました。

「男女共同参画統計リーフレット 2023」は、男女間の意識による偏り、男女の格差の現状やその要因、影響を統計によって把握することを目的とした「ジェンダー統計」の1つです。日本社会の様々な分野における女性と男性の状況を示しています。

今回発行した「男女共同参画統計リーフレット 2023 学習版」では、人口・世帯、教育、生活時間、労働と所得、健康・安全・社会保障、地位指標、意思決定といった項目について、主として政府機関が公表した公的統計データ等に加え、解説も掲載しています。ぜひ学習活動等でご活用ください。

詳細は、こちらをご覧ください。

<https://www.nwec.go.jp/research/statistics.html>

<https://www.nwec.go.jp/research/cb4rt20000001kqy-att/toukei-2403.pdf>

《地方公共団体等の動き》

各事業の詳細はそれぞれの地方公共団体にお問い合わせください。

【宮城県】 仙台市

仙台市ワーク・ライフ・バランスセミナー

「どう進める？ 男性育休 ～自社でできる具体的なアクション～」

次世代育成支援対策推進法の改正により、令和7年4月から、従業員100人超の企業に男性の育児休業取得率の目標設定と公表が義務付けられます。

取得の促進には、企業の意識改革と体制整備が欠かせません。

先進企業の事例などを通して、取得の壁を洗い出し、男性育休を自社で浸透させるための具体的な取り組みにつなげます。

※オンライン（Zoom）

日時：令和6年7月17日（水）13：30～16：00

対象・定員：企業等の人事労務担当者、管理職など・100名

申込方法：Web

<https://www.sendai-l.jp/event/14005.html>

【埼玉県】

第2回働き方改革セミナー まずはこちら！男性の働き方改革

～男性の育休取得促進のために企業が今できること～

男性の育休取得制度整備は、今まさに子育て中の男性社員を抱える企業だけでなく、働き方改革を進める第一歩としても最適な取組です。男性が育休を取得する必要性やメリットはもちろん、その施策を通して企業の組織力を高めるために、中小企業とその経営者・上司が今できることを解説します。

※オンライン（Zoom）

日時：令和6年7月30日（火）14：00～16：00

対象・定員：県内企業の経営者またはお勤めの方・100名（先着順）

申込方法：Web

<https://www.saitama-hkaikaku.jp/workstyle/0730/>

【神奈川県】横浜市

アラフォー対象 働く女性のアサーティブ・コミュニケーション講座（※）

<女性としごと 応援デスク ミニセミナー>

“人生100年時代”のなかで働き続けるためには、心と体をなるべく健康に保つことと、さわやかな人間関係を構築できることが大切です。職場での連絡・報告・相談や交渉を円滑に行い、気持ちよく働いていくための知識を一緒に学びませんか？

現在離職中の方やこれから求職活動を始める方のご参加もお待ちしております。

講師：金子由美子さん（公認心理師・キャリアコンサルタント）

日時：令和6年7月20日（土）10：00～11：30

対象・定員：おおむね50歳代の女性・20人（先着順）

場所：フォーラム南太田2階・大会議室

申込方法：Web・電話等

<https://www.women.city.yokohama.jp/m/event/23101/>

（※）アサーティブ・コミュニケーションとは、自分と相手の双方を尊重した自己表現であり、自分の意見を率直に主張できる状態のことです。

【愛知県】

『からふる 女性応援士隊』女性経営者・女性起業家のための無料個別相談会

女性の経営者や起業を目指す女性の方、法律や会計、資金調達などの専門分野で分からないことや悩んでいること等はありませんか？女性起業家の応援をしたい女性士業グループ

と日本政策金融公庫、愛知県信用保証協会の職員が、みなさまのご相談にあたります。

日時：令和6年8月3日(土) ※対面またはオンライン

令和6年10月5日(土)・11月16日(土) ※オンライン

各日 10:00~10:45、11:00~11:45、13:00~13:45、14:00~14:45

対象：女性の経営者・起業を目指す女性 ※定員に達し次第受付を締め切ります。

場所：ウィルあいち（愛知県女性総合センター）またはオンライン（zoom、google meet）

申込方法：Web など

<https://www.aichi-dks.or.jp/event-karafuru2024.html>

【大阪府】 大阪市

【子育て支援事業】一時保育付き読書タイム 本を読む日（7月）

「ゆっくり本を読みたい!」「子育て中でもいろんな情報を集めたい!」そんな「あったらいいな」をカタチにしてみました。

情報・図書コーナーに置いてある本を読んでおられる間、保育ボランティアスタッフが、お子様を保育室でお預かりします。

日時：令和6年7月31日(水) 10:15~12:15

対象・定員：大阪市内在住・在勤・在学の子育て中の方・15名（抽選）

場所：クレオ大阪子育て館

申込方法：Web・電話など

<https://www.shisetsu-osaka.jp/shisetsu-nw/koza/detail.html?kozaId=52015>

【大阪府】 岸和田市

きしわだ男女共同参画フォーラムを開催します。男性の育休取得は年々増加しています。でも「取るだけ育休」「自称イクメン」などの言葉が生まれるのはなぜでしょうか。誰もが仕事と育児を自分らしく両立できる環境についてみんなで考えてみませんか。

講師：平野翔大さん（一社）Daddy Support 協会 代表理事

日時：令和6年7月7日(日) 14:00~16:00

対象・定員：テーマに関心のある人・100人（先着順）

場所：岸和田市立男女共同参画センター

申込方法：電話・Fax・メール等

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/20/forum24.html>

【兵庫県】

中高年単身女性就労支援セミナー

「ミドル世代シングル女性のためのこれからのライフプランを考える」

40~50代のミドル世代の非正規雇用割合は高く、仕事について考えたり見直したりする方

も多いのではないのでしょうか。これまでを振り返りながら今後について考え、自分らしい生き方をするための準備を一緒に始めてみませんか。将来への思いや悩みを同じ立場の人と共有しながら、シングルとして今後どんな働き方をすれば良いのか、これからのライフプランを考えましょう。

講師：藤原寛子さん（社会保険労務士、ファイナンシャル・プランナー、キャリアカウンセラー）

日時：令和6年7月27日（土）10：00～12：00

対象・定員：パートナーや子どものいない概ね40～50代の未就業又は非正規雇用のシングル女性・8名（抽選）

場所：兵庫県立男女共同参画センター セミナー室

申込方法：Web

<https://hyogo-even.jp/seminar/%e3%80%907-27%e5%9c%9f%e3%80%91%e4%b8%ad%e9%ab%98%e5%b9%b4%e5%8d%98%e8%ba%ab%e5%a5%b3%e6%80%a7%e5%b0%b1%e5%8a%b4%e6%94%af%e6%8f%b4%e3%82%bb%e3%83%9f%e3%83%8a%e3%83%bc%e3%80%8c%e3%83%9f%e3%83%89.html>

【香川県】高松市

女性のための就労支援講座・働く人（働きたい人）のメンタルヘルス対策

いきいき働くためには心と体のバランスが大切。不安・孤独感・疲労感が増し、行動や気持ちのコントロールが難しい。心と体をケアし、バランスをとるのにどうしたらいいのか一緒に考えていきましょう。

講師：岡田恵子さん（キャリアコンサルタント・参画センター就労相談員）

日時：令和6年7月17日（水）10：30～12：00

対象・定員：女性・10人程度

場所：男女共同参画センター学習研修室

申込方法：電話・FAX

<https://www.sankaku087.net/news/7-17%ef%bc%88%e6%b0%b4%ef%bc%89%e5%a5%b3%e6%80%a7%e3%81%ae%e3%81%9f%e3%82%81%e3%81%ae%e5%b0%b1%e5%8a%b4%e6%94%af%e6%8f%b4%e8%ac%9b%e5%ba%a7/>

【熊本県】熊本市

Will（ありたい姿）からつくる未来～わたらしい生き方、働き方～

あなたの「Will（ありたい姿）」は、なんですか？ 職場や地域、あるいは家庭の中で求められる姿はあっても、大切なのは「自分がどうありたいか」。わたらしいってなに？ わたしはどう生きたい？この機会にあなたの「Will」を見つけてみませんか。

講師：小安美和さん（株式会社 Will Lab 代表取締役）

日時：令和6年7月27日（土）10：00～12：00

対象・定員：どなたでも・100人（先着順・要予約）

場所：はあもにい2階多目的ホール

申込方法：Web・電話など

https://harmony-mimoza.org/kouza_seminar/2024/07/65tel.html

【編集後記】

人手不足は企業経営にとって深刻な問題ですが、働き手側から見れば、労働力が希少になり、より望ましい働き方を実現できるきっかけにもなり得ます。今回のコラムで紹介した「労働力希少社会」という言葉には、そんな前向きな意味が込められていると考えます。

日本では、「男性は仕事、女性は家事育児」という性別役割分業の意識と雇用慣行が続いてきましたが、個々人の職業観や家族観は大きく変化してきています。

2021年の「出生動向基本調査」によると、未婚女性が理想とするライフコースとして挙げるのは、①出産後も仕事を続ける「両立コース」（34.0%）②いったん退職して子育て後に再就職する「再就職コース」（26.1%）③「専業主婦コース」（13.8%）の順です。1987年の調査ではトップが「専業主婦コース」（33.6%）、3番目が「両立コース」（18.5%）でしたから、正反対の結果です。未婚男性がパートナーに望むライフコースも同様で、トップは「両立コース」、3番目が「専業主婦コース」となり、1987年調査から逆転しました。

男女や世代に関係なく、働く時間や場所の柔軟性や自由を求める人も増加傾向にあります。子育てに限らず、介護やリスクリング、副業や趣味などに時間をかけたい人も多くなりました。このような意識変化を受け止め、「労働力希少社会」の中での人材確保には、ワーク・ライフ・バランスを働く人すべてに広げていくことが求められています。

誰もが希望にかなう働き方を実現できれば、仕事に対する満足度や意欲が高まり、生産性の向上につながるという好循環を生み出すことも期待されます。

働き方を選択できる制度を整えるためには、公的助成の利用が有効なケースもあります。厚生労働省の「両立支援等助成金」では、令和6年度より「柔軟な働き方選択制度等支援コース」が新設されました。育児を行う労働者が柔軟な働き方を選択できる制度を2つ導入し、労働者が制度を利用した場合、その企業に20万円が助成されます。（※1年度5人まで。制度を3つ以上導入し、労働者が制度を利用した場合、その企業に25万円。）また、同助成金には「介護離職防止支援コース」も設けられています。詳しい内容や申請手続きなどは、以下のホームページを参照してください。

※厚生労働省 仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主等のみなさまへ「両立支援等助成金」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

本メールは送信専用メールアドレスから配信されております。
御返信いただいてもお答えできませんので御了承ください。

配信中止はこちらから

<https://nmg.cao.go.jp/cao007/unsubscribe.php>

配信先変更は上記により配信中止の後、こちらから新しいアドレスで登録

<https://nmg.cao.go.jp/cao007/subscribe.php>

バックナンバーはこちらから

<https://www.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/backnumber/index.html>

このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0086.html>

内閣府「仕事と生活の調和」推進サイトはこちらから

<https://www.cao.go.jp/wlb/index.html>